理学研究科セミナー

理系のための特許紛争入門

『権利の範囲に入るか』『特許は有効か』を考える

日時: 3月5日（金）15:00-16:00
場所: 研究棟739号室

辻本希世士 先生
（弁護士・弁理士、NY州弁護士）

特許権をはじめとする知的財産権の重要性は、今や世界共通の認識といえる。我が国も、知的財産推進計画2026において「近年、世界的に無形資産投資が急速に増加しており、2008 年を境に、GDPに占める無形資産投資の割合が有形資産投資を上回った。」「特に、米国市場では、時価総額に占める無形資産の割合が9割を超すなど、無形資産が企業価値の源泉となっている。少子高齢化により人口減少に直面する我が国においても、優れた知財・無形資産は、競争力を向上させる重要な要素であり、日本発のイノベーションとコンテンツを世界市場で稼ぐ力へと転換していくことが不可欠である。」と述べ、今後の方向性として「知財・無形資産は企業の稼ぐ力、ひいては、日本の成長力の源泉であり、我が国企業の企業価値向上や競争力強化、我が国経済の持続的な成長のため、知財・無形資産を企業の経営戦略及び国家戦略の中核に据えることが急務である。」と指摘している[1]。

そこで、本講演では、我が国の技術力を担う若手研究者を対象として、知的財産の中核を成す特許制度、特に特許紛争が生じた際に主要な争点となる属否論（特許権の権利範囲に入っているか否かの問題）と無効論（そもそも特許権が有効に成立しているのかという問題）の観点から、それぞれ実際にそれらが争われた２つの裁判例を紹介しつつ[2.3]、基礎からわかりやすく説明することを目的とする。

参考文献

[1] 知的財産戦略本部(2026. 6. 12)「知的財産推進計画2026～成長戦略を支える知財戦略の推進～」

[2] 切り餅事件判決（知財高裁中間判決平成２３年９月７日・平成２３年（ネ）第１００００２号）

[3] シューティング事件判決（大阪地判平成２１年９月３日・平成２０年（ワ）１２５１６号）

お問い合わせ: 和達大樹（大学院理学研究科）wadati@sci.u-hyogo.ac.jp